

火薬類（製造・取扱）保安責任者試験概要

試験概要（知事試験、大臣試験）知事試験(試験は全国 47 都道府県で実施)

火薬類取扱保安責任者試験(甲種・乙種)

1)甲種火薬類取扱保安責任者試験

火薬庫(1年間の貯蔵量 20t 以上)又は火薬類の消費場所(1ヶ月に 1t 以上)において、火薬類取締法に基づく取扱保安責任者、その代理者又は副保安責任者の選任資格が得られ、その職務に就くことができます。

2)乙種火薬類取扱保安責任者試験

火薬庫(1年間の貯蔵量 20t 未満)又は火薬類の消費場所(1ヶ月に 1t 未満)において、火薬類取締法に基づく取扱保安責任者、その代理者又は副保安責任者の選任資格が得られ、その職務に就くことができます。

火薬類製造保安責任者試験(甲種・乙種・丙種)

1) 甲種火薬類製造保安責任者試験

火薬類の製造工場(1日に 1t 以上)において、火薬類取締法に基づく製造保安責任者、その代理者又は副保安責任者の選任資格が得られ、その職務に就くことができます。

2) 乙種火薬類製造保安責任者試験

火薬類の製造工場(1日に 1t 未満)において、火薬類取締法に基づく製造保安責任者、その代理者又は副保安責任者の選任資格が得られ、その職務に就くことができます。

3) 丙種火薬類製造保安責任者試験

火薬類の製造工場(1日に 300kg 未満)において、火薬類取締法に基づく製造保安責任者、その代理者又は副保安責任者の選任資格が得られ、その職務に就くことができます。